

議案第八号

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める

条例の一部を改正する条例

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和二年港区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第五十九条第二項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している

児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第四十五条の見出しを「（不当な行為の禁止）」に改め、同条中「対し」を「対して」に、「行う場合であって懲戒するとき」を「行い、」に改め、「懲戒に関し」を削り、「ときは」を「に当たっては」に、「その権限を濫用して」を「不当な行為をして」に改める。

第五十二条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第五十二条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、

保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第五十二条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができるとし、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ない自動車を除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第五十九条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児とを

交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第七十六条中「第五十二条」を「第五十二条の三」に改める。

第九十六条及び第一百一条中「第五十一条」の下に「、第五十二条の二、第五十二条の三第一項」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第五十二条の二（改正後の条例第五十八条、第六十二条、第七十六条、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十六条及び第一百一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第五十二条の二中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

3 改正後の条例第五十二条の三第二項（改正後の条例第五十八条、第六十二条、第七十六条、

第八十三条、第八十四条及び第八十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者（改正後の条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。以下同じ。）において障害児の送迎を目的とした自動車（改正後の条例第十二条の三第二項に規定する自動車をいう。）を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項のブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした当該自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

（説明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第百五十九号）等の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部改正を踏まえ、規定を整備するため、本案を提出いたします。